

**「2019年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する  
意見の募集結果について**

1. 実施期間 平成31年2月13日～平成31年3月14日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 3通
4. 頂いた御意見及び食品安全委員会の回答

頂いた御意見	食品安全委員会の回答
<p><b>【意見1】</b> 生活協同組合や組合員にとって、食品の安全性は大きな関心事です。消費者は食品の安全やリスクに関する正しい情報を十分に受け取り、それらを理解し、自らの選択・判断に生かす必要があります。この点で、食品安全委員会の行う食品健康影響評価等の情報提供やリスクコミュニケーションは極めて重要です。</p> <p>今般示された「2019年度食品安全委員会運営計画（案）」では、戦略的リスクコミュニケーションの重点を「リスクアナリシスと食品安全の基本的な考え方」と「食中毒」とすること、学校関係者や食品関係事業者と連携を強化することが記されています。テーマ、連携強化対象ともに、消費者の安全・安心な食生活を守る上で効果的であると考え、当会はこの方向性を前向きに評価し、支持します。着実に実施してください。</p> <p>1. 過去に食品添加物に指定されたもののうち、安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってください。リスク管理機関である厚生労働省と協議を行</p>	<p><b>【回答1】</b></p> <p>1. 食品添加物は基本的には企業申請品目であることから、企業やリスク管理機関がデータを揃え、委員会に諮問されます。厚生労働省において危害情報を収集・整理した上で、必要に応じ、リスク管理の在り方</p>

い、定期的再評価の仕組みや優先順位の設定などを検討してください。

【第3 食品健康影響評価の実施 3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施】に関して

食品安全基本法の制定後、食品添加物の指定に関しては、貴委員会が適切にリスク評価を行い、適正に管理されていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性に関する評価が不十分なものが存在します。安全性の根拠に乏しい食品添加物のリスク評価の見直しを迅速に行ってください。また合わせて、新しい科学的知見に基づいた定期的な食品添加物の再評価も必要に応じて行ってください。

欧州食品安全機関（E F S A）は、欧州で現在使用されている食品添加物等の再評価を行っています。日本でも日頃から国内外の情報をもとに、現在流通・販売等されている食品添加物の中から再評価が必要なものを抽出、優先品目を設定し、適切に評価するしくみを構築すべきです。リスク管理機関である厚生労働省とも十分に連携し、専門調査会の設置など、再評価実施に向けた施策を進めてください。

2. 整備されていない分野の健康影響評価ガイドラインを速やかに作成してください。

【第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドラインの策定】に関して

未策定の「農薬」「飼料添加物」、平成30年度計画（案）にも示されている「器具・容器包装」「アレルゲン」の評価ガイドラインの策定を早急に進めてください。

3. いわゆる「健康食品」を重点化し、周知や理解促進に取り組んでください。

を検討すべきであることから、御意見については同省に伝えます。

2. 御指摘のうち、飼料添加物については平成30年9月25日に評価指針を作成し公表しました。農薬及び器具・容器包装については、現在専門調査会において審議を行っているところです。アレルゲンを含む食品については、研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を踏まえ、調査事業で収集・整理した科学的知見を活用し、審議を進めてまいります。

3. 食品安全委員会では、いわゆる「健康食品」に関して、平成30年度は、講師を地

【第1 2019年度における委員会の運営の重点事項 (2) 重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して

近年、特定の成分を濃縮したカプセル剤や飲料等、通常食品では摂取しないような形態や摂取方法による健康被害の事例が発生しています。現在、機能性表示食品を含むいわゆる「健康食品」について、商品の種類が増加し、消費者は手軽に購入することができます。一方で、広告が氾らんすることはあっても、消費者がいわゆる「健康食品」のリスクについて学んだり、機能性表示食品制度に関する情報に触れることはほとんどありません。その結果、消費者の理解が十分に進んでいないのが現状です。今後も継続した情報発信や丁寧なリスクコミュニケーションが必要だと考えます。

2015年に貴委員会がまとめた「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」は、消費者が理解しやすい内容であると考えます。普及のために、貴委員会Facebookやメールマガジンなどを通じ、積極的な発信がなされていますが、いまだ消費者に十分に活用されていません。様々な媒体や方法を駆使し、より一層、報告書の内容を広く社会に知らせてください。報告書には、「『健康食品』は、多くの場合が『健康な成人』を対象にしています。高齢者、子ども、妊婦、病気の人が『健康食品』を摂ることには注意が必要です。」とあります。これら幅広い層の消費者に向けて、地方自治体や消費者団体の協力を得ながら多様なコミュニケーションの場を作ることが必要だと考えます。

4. 消費者が食品のリスクを適切に理解するため、食品のリスクの全体像や各リスク・危害要因を相対的に理解できるめやす（リスクのものさし）の作成を検討してく

方公共団体に派遣して説明を行うとともに、冊子・リーフレット「いわゆる「健康食品」に関する報告書及びメッセージ」について、地方公共団体との意見交換会や管理栄養士・大学教員が参集する学会において積極的に配布し、また、Facebook、メールマガジン等を通じての情報発信を行いました。

2019年度においても、地方公共団体や消費者団体等の御要望を伺いつつ、引き続き積極的に意見交換や情報発信を行ってまいります。

4. 食品安全委員会では、食品健康影響評価やリスクプロファイルの作成の中で、DALYs（障害調整生存年）、MOE（ばく露マージン）等、ハザードごとのリスクを比較し

ださい。

【第1 平成30年度における委員会運営の重点事項 (2) 重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して

食品添加物や農薬等に対する不安や恐れを強く感じている消費者は多くいます。個々の食品や物質に関するリスクについて、詳しい説明は大切ですが、管理されているリスクであるにもかかわらず、説明によってかえってリスクを強く意識してしまうことがあります。また、そのことによって本来対応すべきリスクへの認識が弱くなったり、社会的にかけべきリスク管理のコストについての判断がアンバランスになる傾向も見られます。貴委員会は食品健康影響評価の専門機関として、種々の物質のリスク評価に日々取り組み、積極的に情報を公開しています。ただ、公開される情報は膨大かつ専門的です。一般消費者にとっては、それらを読み解き、自らの生活に照らして必要な情報を選び取ったり、それらを総合的に理解したりすることは困難です。食に関して、リスクの大きさを総合的に捉えられるような手掛かり、相対的なリスクの大きさや状況による違いを理解する手助けになるめやすが別途必要だと考えます。

すでに米国やオランダ等では、リスクを相対的に比較する試みが行われています。消費者の理解を促進するためにも、リスクを相対的に比較して表しためやす(リスクのものさし)の作成を検討してください。

得る指標を用いることがあります。

2019年度のリスクコミュニケーションにおいては、皆様に分かりやすくリスクやハザードの情報をお伝えできるよう検討を重ねてまいります。

【意見2】

・冒頭に記載の通り「国民の健康の保護を最優先に」することが大前提であり、それに反する内容であれば、例え標準処理期間より時間がかかるような場合でも食品健康影響評価は時間をかけて行うべき。また、リスクが少しでも考えられるなら使用を認

【回答2】

食品健康影響評価に当たっては国民の健康の保護を最優先に行っています。

他方、標準処理期間については、努力目標であり、これを達成するため評価をおざなりに行うということは決してありません。

めない等、国民の健康を最優先する施策を  
実行してもらいたい。

・第1の(2)重点事項で「国際的動向を踏  
まえた」「国際整合的な」「国際的な評価方  
法との整合性を確保」などとの表現がある。  
最低限他国並みに厳しくする観点からであ  
ればこのような表現も可であるが、国際的  
整合性があったとしても、そこに「国民の  
健康第一主義」が欠けることがあってはな  
らない。「リスクは否定できないが、国際  
的には許容される程度のリスクである」と  
か「このような細かな検証は国際的には不  
要とされている」に類する考え方は国民の  
健康をないがしろにするものであること  
には十分注意頂きたい。

・「第3 食品健康影響評価の実施」「3(2)  
「自ら評価」の実施」に2つあげられてい  
るが、今後は「残留農薬、添加物、遺伝子  
組換え食品の複合影響評価」を加えて頂き  
たい。過去も現在も単品での影響評価しか  
見ておらず、現実では何百もの農薬・添加  
物・遺伝子組換え品を摂取していることを  
踏まえれば、複合影響を検証せざるを得な  
いはず。

・「第6 リスクコミュニケーションの促進  
」「1 様々な手段を通じた情報の発信」  
においては最新の情報が日々更新される位  
のタイムリー性が重要。

・「第6の2「食品の安全」に関する科学  
的な知識の普及啓発」にて2つの講座の開

また、御指摘の「国民の健康を優先する  
施策」については、リスク管理機関である  
厚生労働省、農林水産省等に伝えさせてい  
ただきます。

「国際的動向を踏まえた」等とは、食品  
安全委員会において実施する食品健康影響  
評価が国際的にみて不十分なものとなるこ  
とがないように、国際機関を始め海外の機  
関でのリスク評価の状況、それに利用され  
ている科学的な知見等を的確に把握しなが  
ら評価を行うことを指しています。

このように、委員会は、国内外の状況を  
踏まえつつ、国民の健康の保護を最優先に  
評価を行っております。

「自ら評価」の案件の選定については、  
毎年ホームページ等で案件候補を公募し、  
提出された案について企画等専門調査会  
での審議を経て食品安全委員会で実施案件  
を決定しています。

複合影響については、現段階では国際的  
にも、評価手法として確立したものはなく、  
基礎的な検討段階にあることから、現段階  
では総合的な評価は困難であると考えてお  
ります。

いずれにしても、食品安全委員会として  
は今後とも国際的動向を注視してまいり  
たいと考えております。

ご意見のとおり、食品健康影響評価や食  
品安全に関する情報は、迅速に最新の情報  
を伝えることが重要と認識しております。  
SNS等を利用し、今後ともタイムリーな情  
報発信を行ってまいります。

2つの講座（「みんなのための食品安全  
勉強会」及び精講）に関しては、国民の健

<p>催を行うとされている。その講座内容については、決して「農薬、添加物、遺伝子組換え品は現代生活に欠かせないものであり、健康影響リスクがないように上限値設定等しているので安全」のような表現がないよう徹底をお願いしたい。</p>	<p>康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的な知識に基づき行ってまいります。</p>
<p><b>【意見3】</b></p> <p>冒頭の事業運営方針に「国民の健康の保護を優先に」とある通り、国際基準ではなく、我々国民を常に基準にして情報精査、検査、評価、法律整備、情報発信を強く望みます。</p> <p>これらがジャパンスタードとして確立、国際的評価を勝ち取れば、日本の農産物、加工食品など、かつての工業製品と同様に、または、さらにブランド化し、信頼を勝ち得、輸出増進、さらに各地で成功している産地ブランド化も進めば、地方創生、日本活性化にまで広がります。国のテコ入れによる影響力の大きさは、各企業や小さな自治体の強力な後押しとなります。ぜひ日本のトップアンドブライテストの精鋭に、われわれ日本のためという気概をもって取り組んでいただきたい。しかも、これが世界の標準を牽引することにもなります。応援しています。</p>	<p><b>【回答】</b></p> <p>御意見も踏まえ、関係省庁とも協力して対応してまいります。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。